

米沢市告示第 201 号

米沢市 S D G s 推進協議会設置要綱を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 28 日

米沢市長 中 川 勝

米沢市 S D G s 推進協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 本市における S D G s の達成に向けた取組について、関係機関及び関係団体と連携し、総合的に推進するため、米沢市 S D G s 推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、「S D G s」とは、国際連合で採択された、国際社会が 2030 年までに持続可能な社会を実現するための 17 の開発目標をいう。

(所掌事務)

第 3 条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) S D G s の普及啓発に関すること。
- (2) 本市における S D G s の取組に係る関係機関及び関係団体との情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) その他本市における S D G s の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 本市における S D G s の取組に係る関係機関及び関係団体の代表者又はその推薦を受けた者
- (2) 識見を有する者
- (3) 米沢市副市長
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、3 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、米沢市副市長をもって充て、会務を総理する。

2 副会長は会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

(関係者の出席等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席若しくは資料の提出又は関係者から意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、企画調整部政策企画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。